

理事長就任にあたって ——学会設立 25 周年を前に

屋敷 二郎（一橋大学）

法文化学会は 1998 年 10 月 24 日に設立されました。いまから 24 年も前のことです。当時はまだ会員数も少なく、少し規模の大きい研究会のような集まりでした。それから約 10 年が経った 2008 年 9 月 17 日、会員数が安定して 100 人を超えるようになった法文化学会は、研究大会の定期的な開催、学会誌（ニューズレター）の定期的な発行に加え、これを補うものとしての法文化叢書の準定期的な刊行が認められて、日本学術会議の協力学術研究団体として登録され、名実ともに「学会」となりました。

学会設立に向けて初めて新宿中村屋での会合が持たれたときに末席に加えていただいた私は、学会設立時には幹事を拝命しました。勤務校での身分は採用 2 年目の専任講師でした。理事に選出された 2003 年、私は助教授に昇任しました。津野義堂会員、岩谷十郎会員の後を受けて事務局代表の責を任せられたのが 2005 年で、同時に幹事となった出口雄一会員、森光会員の献身的なサポートに助けられながら、出口会員に後を託すまで 9 年に及んだ事務局代表の在任中に、私は教授に昇任しました。そして本年 4 月、法文化学会の理事長に就任すると同時に、勤務校の法学研究科長・法学部長を拝命しました。

このように振り返ってみると、大学院を出たばかりの新任教員が研究科長になれるだけの年数を、すでに法文化学会は歩んできたといえます。

自分が学部生・大学院生のときに存在していなかった法文化学会を、私はつつい「新しい」学会と考えがちです。私よりも年長の先生方には、なおさらそのように思えることでしょう。しかし、昨今の若手新入会員にとって、法文化学会は大学進学のはるか前から存在していた「既存の」学会であり、そのなかには 1998 年 10 月 24 日以降に生まれた、つまり「生まれる前から法文化学会があった」会員すらおられます。そうした方々にしてみれば、中村屋も寺田屋と同じく「歴史的な出来事の舞台」に他なりません。

理事長の任期は 2 年ですから、私が理事長である間に、法文化学会は設立 25 周年を迎えることになります。新たな四半世紀を歩みだすにあたり、法文化学会が「老舗」らしい安定感をもって運営されていくような体制づくりを、微力ながら会員のみなさまのご協力をえて進めていけたらと考えております。これから 2 年間どうぞよろしくお願いいたします。

法文化学会第 23 回研究大会を終えて

森 光 (中央大学)

法文化学会第 23 回研究大会は、本来は 2021 年度中に開催される予定であったが、全世界を覆うコロナ禍の影響をうけ、二度にわたり延長され、2022 年 2 月 5 日、本学会としては初のオンラインウェブ会議システムを用いた形で開催された。今回の共通テーマは「言語・論理・情報の法文化」と設定され、午前に二人、午後に 4 人の報告を得た。

第一報告は、情報法を専門とする岩隈道洋先生による「トルコによる『イスラーム』情報法」である。トルコで Ali Türkmen による出版された『イスラーム情報(通信)法』を紹介しつつ、イスラーム法的近代法解釈の実際が詳述された。

第二報告は、哲学を専門とする古田裕清先生による「法の論理と判例変更」である。論理学を研究する立場から、法律の論理の特異性について分析する報告であった。

第三報告は、西洋古典学を専門とする宮坂真依子先生による「プラウトゥス『捕虜(Captivi)に見る主人と奴隷の fides』」である。プラウトゥスの作品の解釈を通じ、当時の fides という価値の生きる場面を具体的に示していただいた。

第四報告は、ローマ法を専門とする塚原義央

先生による「埋蔵物の所有権をめぐるローマ法文の検討—民法 241 条の淵源—」である。法学提要中に伝わるハドリアヌスの勅法を手がかりとして埋蔵物の所有権取得をめぐる古代ローマの議論が探求された。

第五報告は、本報告の筆者である森による「ローマ法における成文法規の解釈—SC Hosidianum を例に—」である。この報告では、建物破壊に関して 1 世紀にだされたホシディアンム元老院議決がその後どのように解釈されたかについて述べた。

第六報告は、研究大会のテーマ設定者である津野義堂先生による「Eric Pool and Iusta Causa Traditionis エリック・ポールと引渡しによる所有権移転の要件要素としての正当原因について」である。本研究大会の共通テーマの設定者の立場からテーマの見通しが示された。

初のオンラインでの研究大会であったが、30 名以上の参加者を得ることができ、またオンラインという制約にもかかわらず活発な質疑応答を行うことができた。本研究大会の報告については、さらに寄稿をうけた上で法文化叢書にまとめて公開する予定である。

法文化学会第 24 回研究大会について ——海からみる法文化——

森 光 (中央大学)

ローマ法の発展は、ローマ帝国が地中海世界全域を支配下におさめた時代とその最盛期を迎えている。この時代、地中海を用いた物流網が発展した。それにあわせ、物流網を下支えする法制度も展開したが、法制度の記述にあつては、あくまで陸の視点からなされるものが主であった。こうした事情はその後の時代においても大きくかわることはない。さまざまな海洋国家が勃興したが、法制度や法学はあくまでも陸地に生きる者の視点から記述された。

今回の研究大会では、法文化を海から考えることを試みてみたい。果たして陸の法文化と対置されるような海の法文化というものを語ることはできるのであろうか。切り口としてまず第一に、海に眠る文化遺産や、海洋資源の分配という問題を取り上げたい。こうした財物をめぐる紛争解決の場にあつて、陸の法

文化とは異なる海の法文化が存在するのであろうか。それとも、海の問題は、陸の理屈の類推の場なのだろうか。また、仮に海の法文化なるものがあるとして、それは単一のものなのであろうか。それとも、多様な海の法文化が存在するのであろうか。

このテーマに関心をもちご報告を希望される会員の方がおられましたら是非、ご連絡ください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目を希望される方も歓迎いたします。開催日程は以下の通りです。報告のご希望については、9 月末日までに事務局にご連絡ください。

・日程： 2023 年 2 月 4 日(土)

・開催方式： オンライン開催

新任理事の選任について

第 23 回研究大会にて理事選挙が実施され、松園潤一郎理事(一橋大学)、坂井大輔理事(千葉大学)が選任されました。また、2021 年度末をもって小柳春一郎理事(獨協大学)が退会されましたので、理事選挙次点が繰り上げ当選者となり、宮坂渉理事(筑波大学)が選任されました。退任された津野義堂理事、森村進理事、小柳春一郎理事のこれまでのご尽力に感謝申し上げます。

新任理事(2022 年 4 月 1 日～)のご挨拶

松園潤一郎 (一橋大学)

このたび理事に選任いただきました。専門は日本法制史で、中世を中心に土地法・訴訟制度・家族制度や、日本の法や裁判が有する歴史的な特質などについて関心を持っております。さまざまな学問分野の会員から構成される法文化学会では、専門にとどまらない多くのことを学ばせていただきました。今後とも勉強させていただきながら、学会の活動・運営にわずかでも貢献できますよう努めたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

宮坂渉 (筑波大学)

このたび小柳春一郎前理事の後を受け、理事の大役を拝命いたしました、筑波大学人文社会系准教授の宮坂渉と申します。専門は古代ローマ法です。近時は紀元後 1 世紀の都市プラトリーにおける金融業者スルピキウス家の取引法実務を研究しております。本研究の端緒は、某研究会・懇親会後の帰り道、小柳先生から、今後は「日本でまだ誰もやっていないこと」「現代法と関係があること」を研究してみても、とご助言いただいたことにあります。その意味でこのたびのこと、とても感慨深く存じます。歴史ある本学会の諸先輩方が築き上げてこられた伝統に恥じないよう、精一杯務める所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

坂井大輔 (千葉大学)

2022 年度より理事に選任され、同時に事務局代表を担当することとなりました、千葉大学の坂井大輔です。日本法制史のなかでも、近代日本の法学の歴史に関心を持って研究を続けております。2014 年秋に北陸大学で開催された法文化学会が、私の学会報告のデビュー戦でした。当日朝、死地に赴くような気持ちで上越新幹線に乗り込んだことを今でも鮮明に覚えています。それから 7 年あまりでこのような立場に就くとは、当時の私は全く予想しておりませんでした。屋敷理事長のもと、円滑な学会運営の

ために尽くしていきたいと思ひます。

事務局からのお知らせ

法文化学会事務局は2022年度より千葉大学に移転いたしました(事務局代表:坂井大輔)。

2021 年度会計報告

2021 年度の会計(2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)は、監事の先生方に以下に掲げる内容で監査をいただきました。

2021 年度 収支

総収入	863,213
総支出	655,591
次年度繰越金	207,622

2021 年度 収入内訳

年会費	615,000
前年度繰越金	248,213
大会収入	0
計	863,213

2021 年度 支出内訳

郵送費	28,360
文具代	2,288
出版経費	604,063
大会費用	20,000
振替手数料	880
計	655,591

年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2022 年度(2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日)の会費(5,000 円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費 5,000 円には、機関誌である叢書『法文化—歴史・比較・情報』の割引購読料 3,000 円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい(なお、入れ違いで納入いただいている場合もあろうかと存じます。その際は、不手際をご海容下さい)。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義:法文化学会

* 年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

E メール登録および郵送物発送先情報更新のお願い

法文化学会では、現在会員への各種情報の周知をより迅速かつきめ細やかに行うべく、郵送での連絡のみならず、メーリングリスト等のウェブ上での情報周知および連絡体制の整備を行っております。お手数とは存じますが、会員の皆様におかれましては、次のメールアドレスに現在お使いのメールアドレスからメールの送信をお願い申し上げます。

legalculture@g3.xrea.com

従前のアドレス(secretary@legalculture.org)は送受信トラブルが頻発しているため、当面の間使用を停止します。

※メールのタイトルは「法文化学会 E メール登録」と入力いただき、本文にご所属とお名前を記入頂ますようお願いいたします。

※法文化学会に登録しているアドレスから現在に至るまで変更がない方も、念の為メールの送信をお願い申し上げます。

※ここ数年、ご所属や住所等の変更にとまなう郵便物の不達が増加しております。上記アドレスにメールを頂く際に、ご所属や住所、電話番号等の変更がある方は、変更後の情報をお知らせいただけますと幸いです。

法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ www.legalculture.org を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。